

岩手県告示第324号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年4月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の23、32の78から32の83まで、32の89から32の91まで
- （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 宮古市日立浜町32の23、32の78から32の83まで、32の89から32の91まで
- （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅